**特定建設作業の届出について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野市環境部環境保全温暖化対策課

建設工事などの事業活動に伴い発生する騒音を抑制するため、特に著しい騒音を発生する特定建設作業（裏面に掲げる建設作業）を行う場合は、作業開始の７日前までに、長野市への特定建設作業実施届出が必要です。

ただし、特定建設作業が１日で終了する場合、または、長野都市計画区域［飯綱地区を除く］の　　　範囲以外での作業については、特定建設作業実施届出を提出する必要はありません。

なお、災害その他緊急時に行なう場合は、作業開始後の届出でも構いません。

特定建設作業の届出判断のフロー

届出は不要です

**いいえ**

特定建設作業に該当する作業を実施する（裏面「特定建設作業一覧表」で判断）

**いいえ**

**は い**

作業場所が長野都市計画区域内である

（長野市HP「行政地図情報」で判断）



**いいえ**

対象作業が２日以上である

**は い**

**は い**

届出が必要です

電子申請システムによる届出

令和４年４月１日から長野市電子申請システムによる届出が可能となりました。

自宅や職場のパソコンやスマートフォンから手続きが可能となりましたのでご活用下さい。

〇手続URL

<https://s-kantan.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20397>

〇QRコード（最後に工事現場見取図、作業工程表のアップロードが必要になりますのでご注意下さい）

 〇詳細は市HPにある説明書をご覧ください。

 　https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/744527.pdf



様式の他に以下の書類が必要となります。

添付書類　工事現場見取図、作業工程表

※　**必要提出部数は2部です。（内1部はコピー可）**

※　**現場付近見取図、工事工程表を添付してください。**

※　夜間工事を行う場合は、道路交通法の使用許可又は道路法の占用許可等の写しをご提出ください。

※　届出内容が変更になった場合は、再届出又は訂正印により修正をお願いします。

長野市環境部環境保全温暖化対策課ホームページに届出様式が掲載されていますので、ご活用ください。



　特定建設作業に係る規制基準等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 域 の 区 分 | 騒音の大きさ | 振動の大きさ | 作業禁止時刻 | 最大作業時間 | 連続作業日数 | 作業禁止日 |
| 第一号 | 第一種低層住居専用地域第一種・二種中高層住居専用地域第一種・二種住居地域準住居地域、市街化調整地域 | **８５****デシベル以下** | **７５****デシベル****以下** | 19時～翌日7時 | 10時間／日 | 連続6日 | 日曜休日 |
| 第二号 | 近隣商業地域商業地域準工業地域工業地域 | 22時～翌日6時 | 14時間／日 |

上表に揚げる第2号域内の学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の施設の境界線から80メートルまでの区域については、第１号の区域とする。

ただし、災害等の事態、人の生命等の危険防止、鉄道軌道の正常運行、道路法に基づき夜間に行う作業については、作業禁止時刻等の適用除外が有ります。

　　特定建設作業一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 騒　音　規　制　法 | 長野市公害防止条例（騒音規制） |
| くい打機（もんけんを除く。）、くい抜き又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） | くい打機（もんけんを除く。）をアースオーガーと併用する作業 |
| びょう打機を使用する作業 | インパクトレンチを使用する作業（高張力ボルト締めを対象とする。） |
| さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） | － |
| 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） | － |
| コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m3以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） | － |
| バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業 | ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW未満のものに限る。）、トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW未満のものに限る。）、バックホウ（原動機の定格出力が80kW未満のものに限る。）等の整地機械又は掘削機械を使用する作業 |
| トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業 |
| ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業 |
| － | コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） |
| － | ディーゼル発電機（原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業 |
| 振　動　規　制　法 |
| くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 |
| 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る２地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。） |
| ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては、１日における当該作業に係る２地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。） |

　　工事を行う際に付近住民と協調していくため、次の具体的な例を参考に考えてください

**?工事の事前説明を行う?　　…**建設工事に対する騒音や振動に対する苦情は、苦情者が工事内容や工事期間などを知らなかった場合に発生する傾向があります。事前説明を十分に行い、近隣住民の理解を得てください。

**?近隣住民に対し配慮する?　…**工事現場の整理整頓、トラックなどの駐車・アイドリング等、　　近隣住民に配慮してください。

**?苦情には誠意を持って対応する?　…**騒音・振動等に対し、周辺住民から苦情が出た場合に迅速　　かつ的確に対応できる現場責任者を選任してください。

特に、工事が長期に渡るものについては、周辺への格別な 配慮を願い致します。

　　その他、遵守していただく内容（長野市公害防止条例 第21条、第22条関係）

建設、土地造成、解体、改修等の工事をおこなう場合は、下記の事項を遵守し、人の健康や生活環境に被害を生じないように努めて下さい。

(1) 土石の掘削、盛土、切土、整地等により、公共用水域に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂を堆積させてはいけません。そのためには、当該作業時に濁度の高い水を流出させない等のため、沈殿やろ過等の防止施設の設置等により、適切な管理に努めて下さい。

(2) 土石、木片等を運搬する場合は、粉じん等を飛散させないよう努めて下さい。

―　届出及びお問合せ先　―

　　長野市役所 環境保全温暖化対策課 環境保全担当

　　　TEL　２２４－８０３４　FAX　２２４－５１０８